

令和 年 月 日

西白河郡西郷村長 様

届出人 (現に所有しているもの)

住 所

氏 名

印

電話番号

家屋滅失届出書

家屋を下記のとおり滅失しましたのでお届けします。

記

1. 滅失家屋

(1)所在 西郷村大字 字 番地

(2)構造 造 葺 階建

(3)床面積 m²

(4)家屋の用途

2. 滅失年月日 平成・令和 年 月 日

3. 滅失日以降1年以内に当該土地に居住用家屋の建築予定 有 ・ 無

(滅失した家屋が居住用である場合にのみ記入。)

※ 土地に係る固定資産税は居住用地として特例を受けておりましたが、家屋を滅失されますと、この特例が受けられなくなり土地の税額が上がることになります。(地方税法第349条の3の2)

ただし、1年以内に再度居住用の家屋を建設される場合は、引き続き特例を受けられます。

※ 確認欄	課長	主幹	課長補佐	係長	係員	
調査年月日	令和 年 月 日				調査員	

記載例

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

西白河郡西郷村長 様

届出人 (現に所有しているもの)

住 所 西郷村大字熊倉字折口原 40 番地

氏 名 西郷 太郎 印

家屋滅失届出書

家屋を下記のとおり滅失しましたのでお届けします。

記

1. 滅失家屋

(1)所在 西郷村大字 熊倉 字 折口原 40 番地

(2)構造 木 造 瓦 葺 2 階建

(3)床面積 100 m²

(4)家屋の用途 居宅

2. 滅失年月日 平成・令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

3. 滅失日以降1年以内に当該土地に居住用家屋の建築予定 有 ・ 無

(滅失した家屋が居住用である場合にのみ記入。)

※ 土地に係る固定資産税は居住用地として特例を受けておりましたが、家屋を滅失されますと、この特例が受けられなくなり土地の税額が上がることとなります。(地方税法第349条の3の2)

ただし、1年以内に再度居住用の家屋を建設される場合は、引き続き特例を受けられます。

※ 確認欄	課長	主幹	課長補佐	係長	係員
調査年月日	令和 年 月 日				調査員